

介護求人ナビ ケアマネ試験 直前対策講座

講師：飯塚慶子

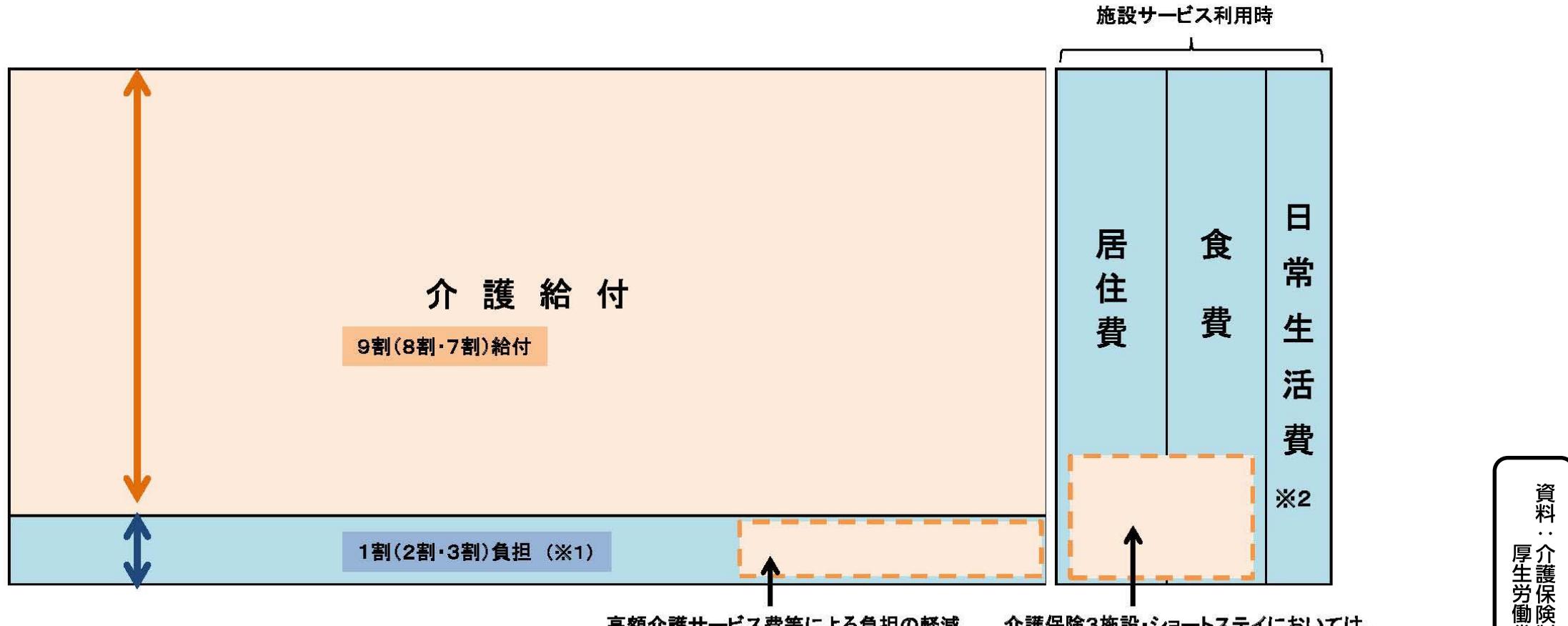
keikoiizuka.com

講義の内容、資料等の著作権は、講師に帰属します（試験問題やイラスト等を除く）。
事前の承認なく、複製・頒布、録音・配信等の行為をすることはかたくお断りいたします。

特定入所者介護サービス費

介護保険給付における利用者負担

※青色の部分が自己負担



※1 居宅介護支援は全額が保険給付される。

「合計所得金額160万円以上」かつ、「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」の場合は、2割負担となる。

「合計所得金額220万円以上」かつ、「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」の場合は、3割負担となる。

※2 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。

(例:理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

令和2年度 問題18

特定入所者介護サービス費の支給について正しいものはどれか。
3つ選べ。

- 1 対象となる費用は、食費と居住費（滞在費）である。
- 2 負担限度額は、所得の状況その他の事情を勘案して設定される。
- 3 対象となるサービスには、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は含まれない。
- 4 対象となるサービスには、特定施設入居者生活介護は含まれない。
- 5 対象者には、生活保護受給者は含まれない。

Answer

介護サービスの種類

介護サービスの種類

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス		市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none">◎居宅介護サービス<ul style="list-style-type: none">【訪問サービス】<ul style="list-style-type: none">○訪問介護（ホームヘルプサービス）○訪問入浴介護○訪問看護○訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導○特定施設入居者生活介護○福祉用具貸与○特定福祉用具販売【通所サービス】<ul style="list-style-type: none">○通所介護（デイサービス）○通所リハビリテーション【短期入所サービス】<ul style="list-style-type: none">○短期入所生活介護（ショートステイ）○短期入所療養介護◎施設サービス<ul style="list-style-type: none">○介護老人福祉施設○介護老人保健施設○介護療養型医療施設○介護医療院	<ul style="list-style-type: none">◎地域密着型介護サービス<ul style="list-style-type: none">○定期巡回・随時対応型訪問介護看護○夜間対応型訪問介護○地域密着型通所介護○認知症対応型通所介護○小規模多機能型居宅介護○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）○地域密着型特定施設入居者生活介護○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none">◎介護予防サービス<ul style="list-style-type: none">【訪問サービス】<ul style="list-style-type: none">○介護予防訪問入浴介護○介護予防訪問看護○介護予防訪問リハビリテーション○介護予防居宅療養管理指導○介護予防特定施設入居者生活介護○介護予防福祉用具貸与○特定介護予防福祉用具販売【通所サービス】<ul style="list-style-type: none">○介護予防通所リハビリテーション【短期入所サービス】<ul style="list-style-type: none">○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）○介護予防短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none">◎地域密着型介護予防サービス<ul style="list-style-type: none">○介護予防認知症対応型通所介護○介護予防小規模多機能型居宅介護○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）◎介護予防支援

資料：介護保険制度の概要、厚生労働省老健局

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

介護保険サービスの全体像

指定・監督 給付	都道府県	市町村
<u>介護給付</u> 要介護		
<u>予防給付</u> 要支援		

予想問題

指定サービス提供事業者に対する市町村の業務として介護保険法上 正しいものはどれか選べ。

- 1 介護保険施設に対する勧告
- 2 地域密着型サービス事業者の指定の取消し

Answer

要介護認定

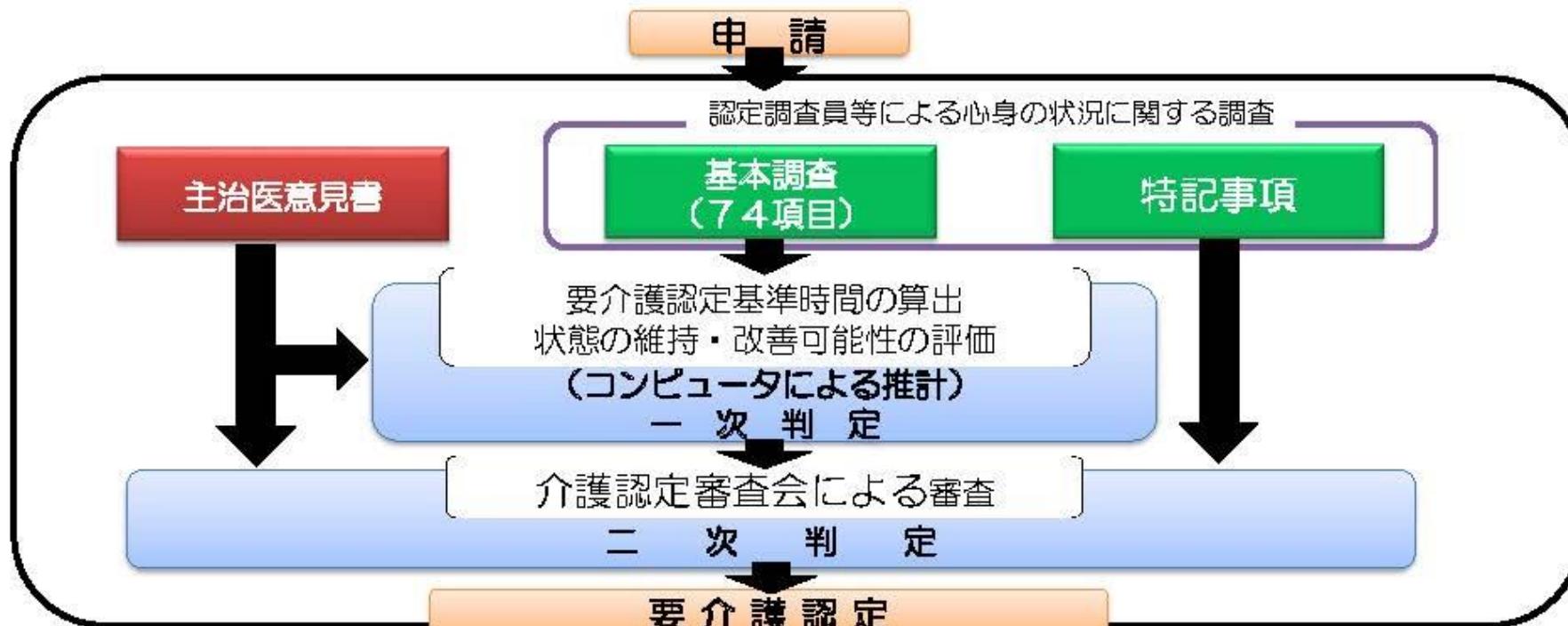
介護保険制度における要介護認定制度について

趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。
(一次判定)
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。
(二次判定)
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。



資料：介護保険制度の概要、厚生労働省老健局

令和3年度 問題18

要介護認定について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 一次判定は市町村が行い,二次判定は都道府県が行う。
- 2 介護認定審査会は,都道府県が定める基準に従い,審査判定を行う。
- 3 一次判定で非該当となった者についても,二次判定を行う。
- 4 第2号被保険者の二次判定では,要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものかどうかも審査する。
- 5 介護認定審査会は,被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養について,市町村に意見を述べることができる。

Answer